

福島県の農林水産業の復興・再生に向けて

**令和 2 年 3 月
農林水産省**

原子力被災12市町村の営農再開状況

- 原子力被災12市町村の営農休止面積17,298ha（帰還困難区域2,040haを含む。）のうち、営農再開面積は、5,038ha(約3割)。
- 避難指示解除の時期により営農再開率の格差が生まれ、2極化が進んでおり、営農再開割合の高い市町村は、人・農地プランの作成や農業委員会の活動が進んでいる。一方で、営農再開割合の低い市町村は、人・農地プランの作成や農業委員会の活動など農業振興のベースが不足しており、集中的に対策を講じる必要。

市町村名	営農面積			人・農地 プラン数	農業委員会の活動状況	
	休止面積 (ha)	再開面積(H30) (ha)	再開割合 (%)		利用状況調査	利用意向調査
広野町	269	209	77.7	7	済	済
田村市(都路町)	893	525	58.8	1	済	済
檜葉町	585	85	14.5	0	未	未
葛尾村	398	29	7.3	0	未	未
川内村	605	367	60.7	7※1	済	未
南相馬市	7,289	3,622	49.7	17	済※2	未
川俣町(山木屋地区)	375	115	30.7	1	未	未
飯舘村	2,330	58	2.5	0	未	未
浪江町	2,034	17	0.8	0	未	未
富岡町	861	11	1.3	0	未	未
大熊町	936	0	0	0	未	未
双葉町	723	0	0	0	未	未
合 計	17,298	5,038	29.1			

人・農地プラン数は平成31年3月末時点。利用状況調査：農業委員会が毎年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地を確認。
利用意向調査：利用状況調査で判明した遊休農地について、農業上の利用の意向等を調査。 ※1 市町村全域の人・農地プラン数。 ※2 帰還困難区域を除いて実施済み。

原子力被災12市町村の農業者の営農再開状況及び意向

- 原子力被災12市町村の農業者のうち、認定農業者は、既に多くの者が営農再開（61.7%）しており、加えて営農再開の意向がある農業者（23.4%）も多い。（計85%）
- 一方で、認定農業者以外の農業者は、多くが営農再開未定又は再開意向なし（60.3%）となっております、担い手の確保が極めて重要な課題。

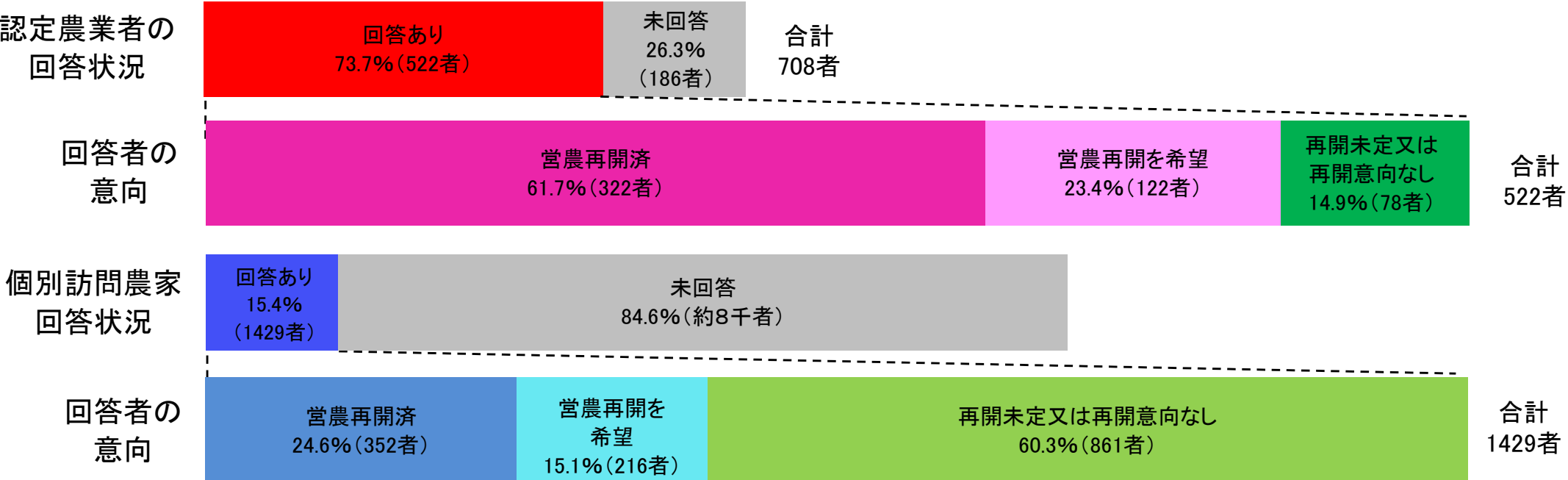


表 個別訪問農家のうち再開未定又は再開意向なしの農業者（861者）の農地の活用意向

課題（理由）	者数	割合
既に出し手となっている	63者	7%
出し手となる意向あり	640者	74%
出し手となる意向なし	59者	7%
耕作予定のない農地なし	66者	8%

大規模で労働生産性の著しく高い農業経営の展開

MAFF

- これまで行ってきた被災農業者への支援等によって、引き続き営農再開を推進。
- 加えて、担い手不足が顕著、不在地主化が進んでいる条件の悪い農地、農業労働力の確保が困難な中で、**大規模で労働生産性の著しく高い農業経営**（土地利用型農業、管理型農業）を展開する必要。
- こうした農業経営の展開に向けては、一筆一筆の土地利用調整が必須であるため、関係機関が連携して**チームを編成**し、各市町村における地域の**農業ビジョン等の作成**を支援。

土地利用型農業と管理型農業を核とした営農再開

【従来】これまで行ってきた被災農業者への支援等によって
引き続き営農再開を推進

+

【今後】

○ 土地利用型農業

- ・生産から加工に至るまで、機械・施設の整備を支援
（企業による営農再開も対象）
- ・ロボットトラクタ、収穫コンバイン等のICTを活用した
大規模で労働生産性の著しく高い農業の実現

○ 管理型農業

自動で、温度、CO₂、水分等を管理できるICTを活用した花き栽培など
風評にも強い施設園芸等の横展開

福島県の農業の未来像



+

現在営農再開している事例のように、地域の農業ビジョン、人・農地プラン等の土地利用調整が必須

+

各機関が連携

農林水産省

福島県

農地バンク

市町村

福島相双復興推進機構

JA

復興庁設置法等の一部を改正する法律案について

背 景

地震・津波被災地域は復興の「総仕上げ」の段階、原子力災害被災地域は今後も中長期的な対応が必要。
このような状況を踏まえ、復興・創生期間後の基本方針(令和元年12月20日 閣議決定)に基づき、
復興・創生期間後（令和3年度以降）の復興を支える仕組み・組織・財源を下記の法改正で整備することが必要。

復興を支える仕組み・組織・財源

1. 復興庁設置法

- 復興庁の設置期間を10年間延長（令和13年3月31日）
 - 現行の総合調整機能の維持、復興大臣の設置
 - 復興局の位置等の政令への委任
- ※ 岩手復興局・宮城復興局は沿岸域に移設、
福島復興局は引き続き福島市に設置

等

2. 東日本大震災復興特別区域法

- 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、
対象地域の重点化（復興の取組を重点的に推進する必要がある地方公共団体を政令で定める）
- 復興特区税制について、対象地域の重点化（産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な市町村を政令で定める）
- 復興交付金の廃止（所要の経過措置を規定）

等

3. 福島復興再生特別措置法

- 帰還促進に加え、移住等の促進（交付金の対象に新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加）
- 営農再開の加速化（農地の利用集積や6次産業化施設の整備を促進するための特例の創設等）
- 福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積の促進（課税の特例を規定等）
- 風評被害への対応（課税の特例を規定等）
- 福島県が福島復興再生計画を作成し、国の認定を受ける制度の創設（現行の3計画を統合） 等

4. 復興財源確保法・特別会計法

- 復興債の発行期間の延長
 - 株式売却収入の償還財源への充当期間の延長 等
- ※ 東日本大震災復興特別会計は継続

※閣議決定
施行日

： 令和2年3月3日
： 令和3年4月1日（3. 及び4. の一部は、公布日施行）

福島特措法の改正（営農再開の加速化関係）について

MAFF

法案の内容

福島復興再生計画に基づき、（１）～（３）の事業を行うことができることを規定。

（１）農用地利用集積等促進事業（農地の利用集積の促進）

住民の帰還意向が乏しく、農業の再開が困難と認められる地域において、**県が農用地利用集積等促進計画を作成・公示し、所有者の同意を得た上で、農地バンクを活用して、所有者不明農地も含めて地域において一体的に権利設定できる仕組みを導入**

（２）六次産業化施設の整備の促進

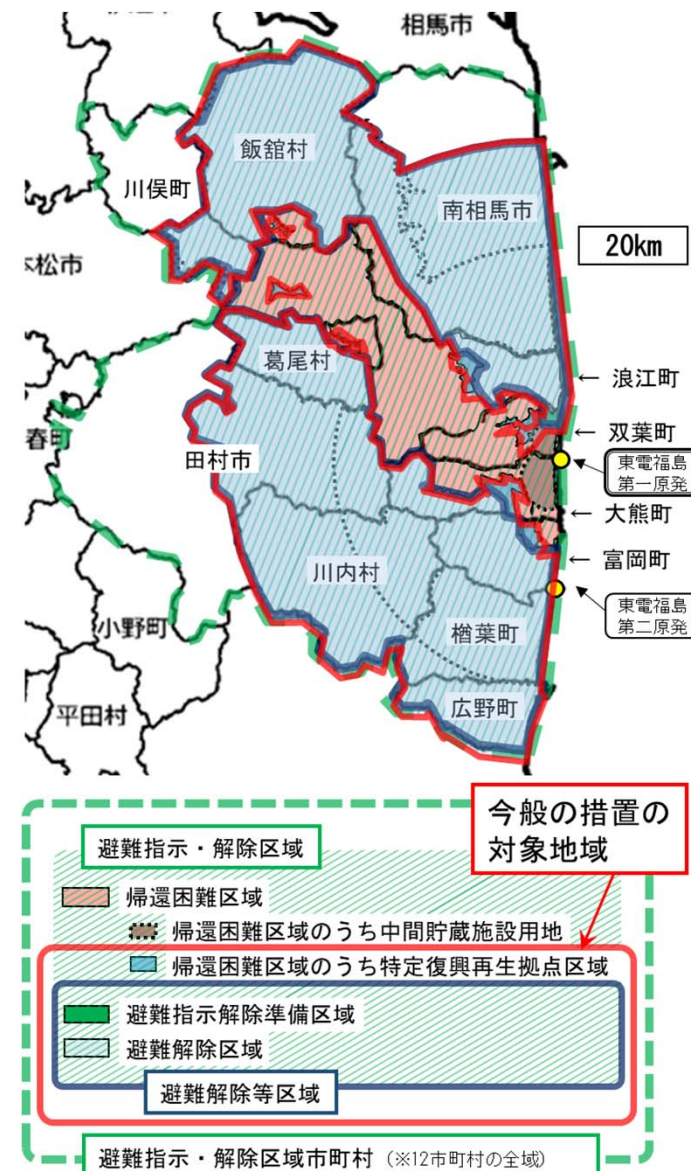
（１）の計画に係る農地に**六次産業化施設を整備する場合、**

- ① 許可を受けることなく、第１種農地及び甲種農地の転用を可能とする**農地法の特例**
- ② **農用地区域からの除外**を可能とする**農振法の特例**を措置（※地域再生法における地域農林水産業振興施設の整備の場合と同等の措置）

（３）農用地効率的利用促進事業

（農業委員会の事務の市町村への移管）

市町村と農業委員会が合意した上で、農業委員会の事務を市町村に移管できるよう措置



原子力被災12市町村への人的派遣（国）

MAFF

- 国は、**原子力被災12市町村に対し**、農政局からの職員を基本に、**1名ずつ派遣**。
また、地域の実情等を踏まえ、浪江町と飯舘村に、農業土木職員を出向。
- 技術職員5名等からなる**サポートチーム（14名）**を設置。技術職員の事務所は富岡町に設置。

市町村担当チーム

担当職員を配置し、営農再開のビジョン作りから
具体化までを推進

農林水産省

- 営農再開を加速化するため、農政局からの職員を基本に、1名ずつ職員を派遣
（田村市、南相馬市は出向。ほかは駐在）
- 基盤整備について、12名とは別に、地域の実情等を踏まえ、浪江町と飯舘村に、農業土木職員を派遣（出向）。

福島県

市町村農業担当職員

JA（JA福島さくら、JAふくしま未来）

農地利用最適化推進委員

サポートチーム（富岡町、いわき市）

必要に応じたオンサイトサポートを実施

農林水産省（課題に応じ、対応できる人員を配置）

- 技術職員（農学、農業土木）5名等からなる**合計14名**のチームを構成。
- 12市町村と県、JAとの連携を考慮し、**技術チームの事務所を新たに富岡町に設置**。
- さらに、畜産、用地、農地中間管理機構、農業土木の知識を有する職種の東北農政局本局職員4名を兼務させて配置。

福島県農林事務所（事業担当及び普及担当）

JA

福島相双復興推進機構

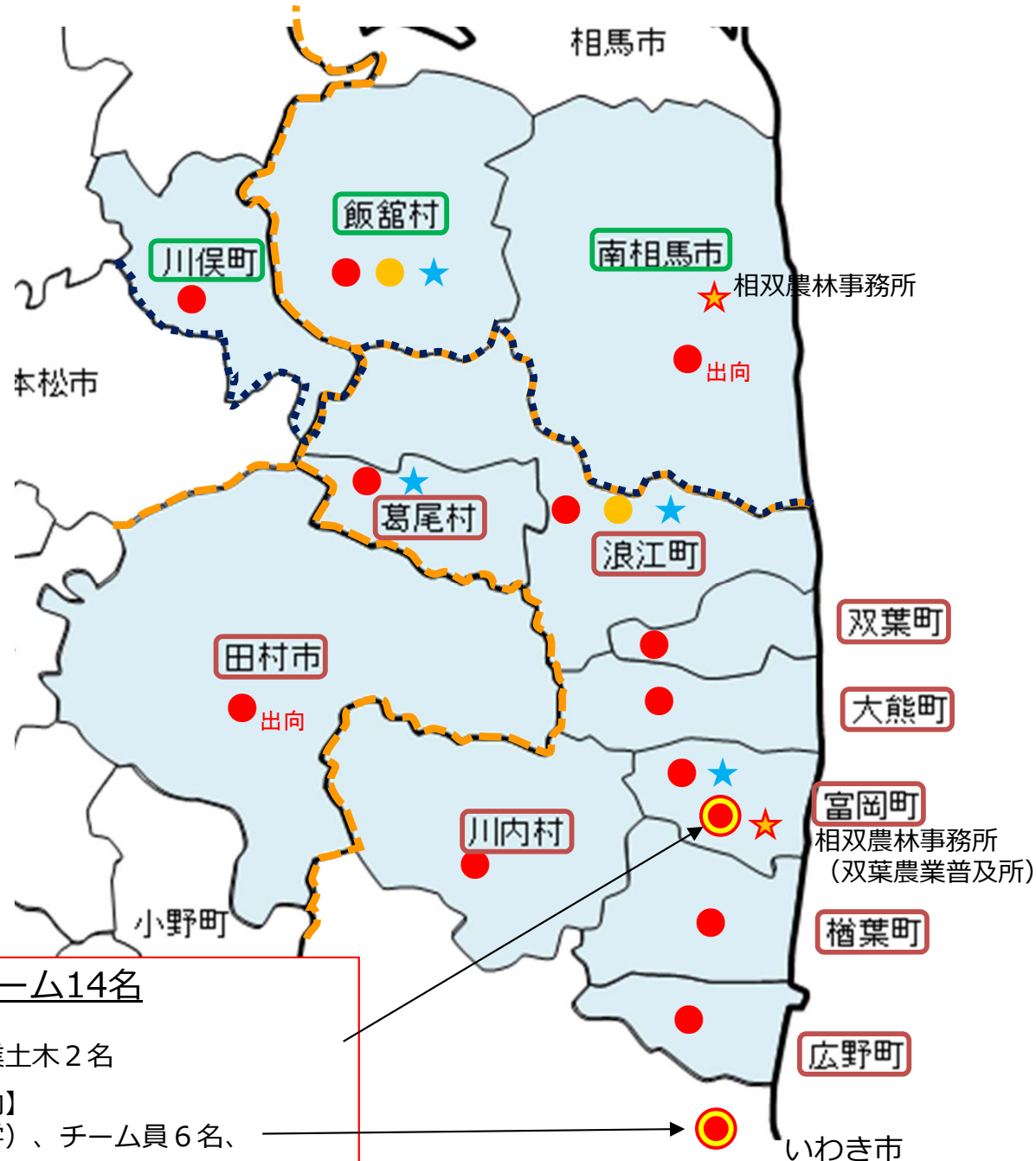
支援

原子力被災12市町村への人的派遣

非公表資料

MAFF

県庁農林水産部
★
県北農林事務所



- : 国（営農再開）駐在及び出向
- : 国（基盤整備）出向
- : 国（サポートチーム）
- ★ : 県（営農再開）
- ★ : 県（サポートチーム）
- : JA福島さくら（9市町村）
- : JAふくしま未来（3市町村）
- - : 県農林事務所担当境界
- - : JA管轄境界

福島県

- ・ 4 町村（飯舘村、富岡町、浪江村、葛尾村）以外の 8 市町村については、県サポートチーム（県庁、農林事務所）における市町村担当者が営農再開窓口業務を担い、事業担当・専門担当が市町村担当を支援。
- ・ このほか、田村市を除く 11 市町村に復興業務全体を担う事務系職員が駐在（営農再開も含めて市町村をサポート。）

JA（調整中）

- ・ JAふくしま未来は、管内 3 市町村の営農再開を支援
- ・ JA福島さくらは、管内 9 市町村の営農再開を支援。
- ※各 JA とも窓口を明確にし、窓口担当者を通じ、各地区本部の専門担当が支援。
- ・ JA中央会・連合会は県域の支援体制構築しサポートチームに参画。

国サポートチーム14名

【富岡町役場内】

農学 2 名、農業土木 2 名

【いわき駐在所内】

チーム長（農学）、チーム員 6 名、
総務等担当 3 名

- 3月中に、派遣者に対する基礎研修を福島市で実施。
- 派遣後は、4月に各種制度や補助事業等に関する事項の研修を行うとともに、その後も四半期に一度程度、情報共有と現場における営農再開に向けた対応を検討する場を設定し、12市町村への派遣者をフォローアップする体制を整備。

4/1
派遣開始

3/26～27

4月中

7月

10月

1月

4月

基礎研修（福島市）

- ・派遣に向け、
 - ①原子力被災12市町村の現状、
 - ②復旧・復興に向けた取組等について、基本的な知識の習得を目指す。
- ・福島市で2日間研修を実施。
- ・県庁、JA等にも表敬訪問。

実務研修（東京都）

- ・地元農業者や市町村、県との連携に必要な、関係法令や補助事業に関する知識の習得に向けた研修を東京で実施。
- ・合意形成やコーディネートの方法など、仕事のスキルに関する事項についても研修を実施。

定期フォローアップ

- ・資質向上、情報共有を図るため、派遣後も定期的に、よりきめ細やかに学ぶ場を設定。
- ・活動状況を報告し、ディスカッションを実施。
- ・東北農政局にて、四半期に1度程度、営農再開検討会を実施。
- ・その他、個別の研修も実施。

当面のスケジュール

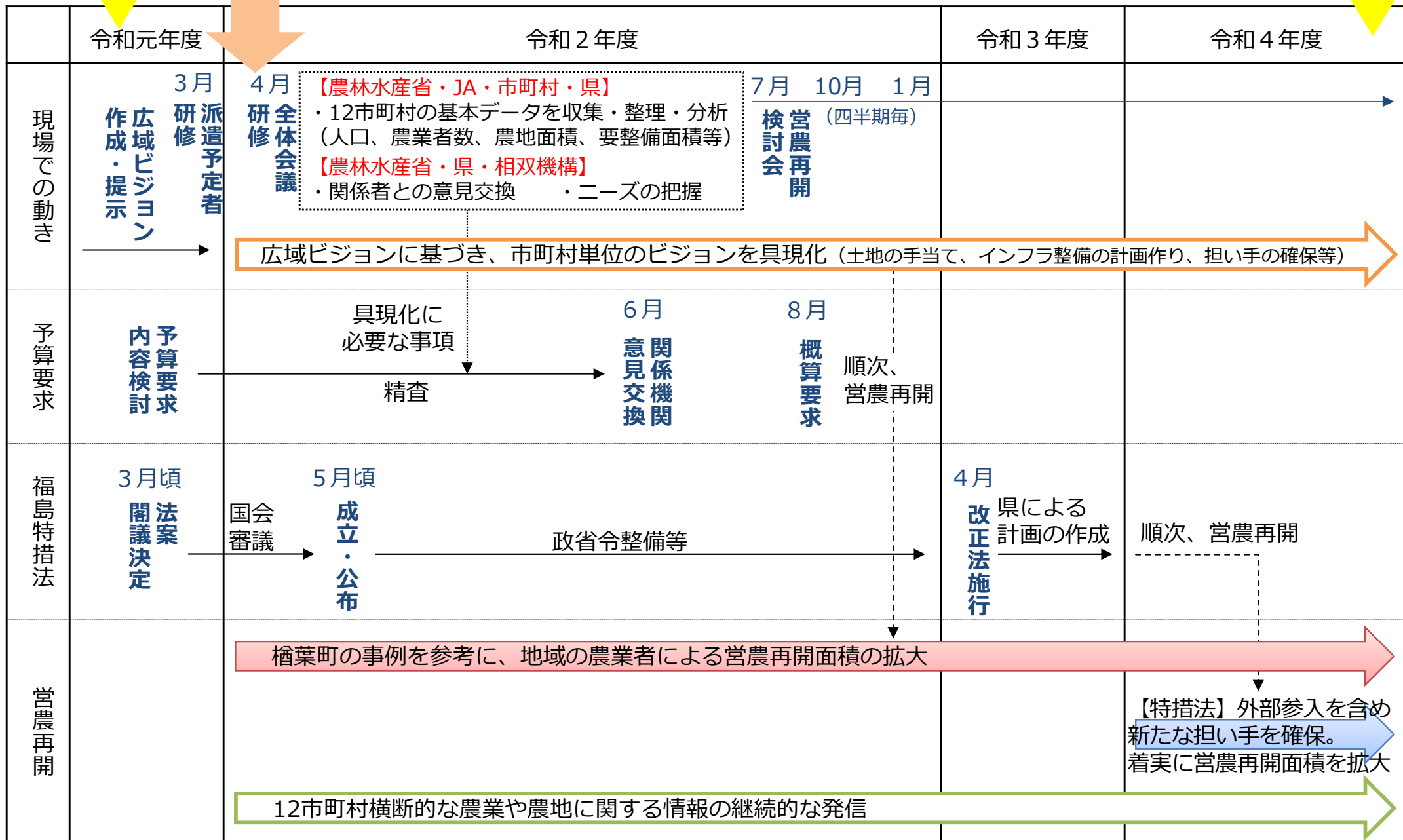
非公表資料

MAFF

現状営農再開面積
約3割

4/1 派遣開始

営農再開面積
目標 6割



- これまでに実施された復興施策の総括を行い、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、復興・創生期間後（令和3年度以降）における各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を定める。

復興事業

- **地震・津波被災地域**は、復興・創生期間後5年間において、国と被災地方公共団体が協力して残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、**復興事業が役割を全うすることを目指す**。
※ 心のケア等の被災者支援及び子どもに対する支援について、復興・創生期間後5年以内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応
- **原子力災害被災地域**は、**中長期的な対応が必要**であり、引き続き**国が前面に立って取り組む**。当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。なお、5年目に事業全体のあり方を見直し。

財源等

- 当面5年間の事業規模を整理し、所要の財源を手当てすることで、必要な復旧・復興事業を確実に実施
- **事業規模**：（これまでの10年間）31兆円台前半 ＋ （今後5年間）1兆円台半ば ＝ 32兆円台後半
- **財源**：（これまでの10年間）32兆円程度 ＋ 税収増の実績等 ＝ 32兆円台後半
⇒ **事業規模と財源は概ね見合うものと見込まれる**（令和2年夏頃を目途に「復興財源フレーム」を示す）
- **東日本大震災復興特別会計、震災復興特別交付税制度は継続**

法制度

- 復興特区法：**規制・金融・税制の特例**について、**対象地域を重点化**。復興交付金の廃止
- 福島特措法：**移住の促進**や交流・関係人口の拡大。農地の**利用集積**や**六次産業化施設の整備促進**
福島イノベーション・コースト構想や風評被害等の課題に対応した**税制措置等の検討**

組織（復興庁設置法）

- 復興庁の設置期間を**10年間延長**（5年目に組織のあり方を見直し）
- **内閣直属、内閣総理大臣を主任の大臣とし復興大臣を設置**、予算の一括要求等**総合調整機能を維持**
- これまで蓄積した**ノウハウを関係行政機関等と共有し活用する機能**を追加
- 岩手復興局・宮城復興局の位置を**沿岸域に変更**、福島復興局は引き続き**福島市に設置**

⇒ 次期通常国会に所要の法案の提出を図る